

J I C A海外協力隊参加教員推薦要項

平成30年12月12日
文部科学省大臣官房長決定

1. 趣 旨

この要項は、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が実施するボランティア事業に教員が参加することにより、当該教員の資質の向上が図られるとともに、開発途上地域の教育や社会の発展に資すること等にかんがみ、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請を受け、文部科学省が機構に対し、参加希望教員を推薦するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2. 定 義

(1) 本要項に基づき派遣される J I C A 海外協力隊は、次に掲げる四つの区分からなり、20歳以上46歳未満の者をいう。

(ア) 「青年海外協力隊」

独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下、「機構法」という。）第13条第1項第4号ロの規定に基づき、開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動に参加を希望する個人のうち、機構が条約その他の国際約束に基づき派遣される者をいう。

(イ) 「シニア海外協力隊」

上記（ア）の機構法に基づく協力活動のうち、経験年数などの条件が一定以上求められる専門性が高い案件（経験年数10年から15年以上を想定）をシニア案件といい、これについて派遣される者をいう。

(ウ) 「日系社会青年海外協力隊」

機構法第13条第1項第4号ハ（2）の規定に基づき、中南米の開発途上地域の住民と一体となって、当該地域の日系社会を通じて、当該地域の経済及び社会の発展又は復興に協力したいとの奉仕の精神を有し、自らの意思により国民等の協力活動に参加を希望する個人のうち、機構が派遣される者をいう。

(エ) 「日系社会シニア海外協力隊」

上記（ウ）の機構法に基づく協力活動のうち、経験年数などの条件が一定以上求められる専門性が高い案件（経験年数10年から15年以上を想定）をシニア案件といい、これについて派遣される者をいう。

(2) この要項において、「教員」とは、国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、又は学校設置会社の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教員（助教諭、養護助教諭及び講師を除く。）をいう。なお、幼稚園については、学校法人以外の法人等の設置する私立の幼稚園に勤務する教員を含む。

(3) この要項において、「参加希望教員」とは、JICA海外協力隊員として派遣を希望する教員をいう。

(4) この要項において、「参加期間」とは、機構がJICA海外協力隊員として派遣を見込む教員（以下「参加教員」という。）に対して訓練を行う期間、当該教員が開発途上地域に派遣される期間及び帰国手続きに要する期間を通算した期間をいう。

なお、参加期間は原則として選考を実施する年の翌年4月からの2年間とする。ただし、機構において、1年を超えない範囲内で参加期間の延長を希望する場合は、文部科学省を通じて、関係する都道府県若しくは指定都市の教育委員会、国立大学法人、公立大学法人、学校法人又は学校設置会社等（以下「教育委員会等」という。）に協議することができるものとする。

3. 参加教員の条件

参加教員は、次に掲げる条件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 奉仕の精神を有し、異質の生活環境に対する適応力を有する者であること。
- (2) 現に教員として勤務し、参加期間の初日において、学校における勤続年数が3年以上であること。
- (3) 機構が参加教員の募集を実施する期間の末日における年齢が46歳未満で、日本国籍を有する心身共に健康な者であること。
- (4) 単身で赴任できる者であること。
- (5) 現地での活動や日常生活に支障のない程度の英語に関する知識及び能力を有し、その向上やその他の語学に関する知識及び能力の取得に努力を惜しまない者であること。
- (6) 参加期間終了後も、引き続き教員として勤務する熱意を有する者であること。

4. 参加希望教員の取りまとめの依頼

文部科学省は、参加希望教員の推薦に係る機構からの要請に基づき、教育委員会等に対し、参加希望教員の取りまとめを依頼するものとする。

5. 文部科学省における推薦手続

文部科学省は、教育委員会等から、応募に係る書類の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえで、3. のすべてに該当すると認められる者を機構に推薦するものとする。

附則

- 1 この要項は、平成30年12月12日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、次に掲げる要項は廃止する。ただし、平成30年度以前に同要項に基づき派遣された者については、引き続き同要項が適用されるものとする。
 - (1) 「青年海外協力隊参加教員推薦要項」（平成18年1月6日文部科学省大臣官房長決定）
 - (2) 「日系社会青年ボランティア参加教員推薦要項」（平成20年2月22日文部科学省大臣官房長決定）

別紙1 (私立学校・学校設置会社の設置する学校)

JICA 海外協力隊参加希望教員の募集について

1. 応募書類

- ア. 令和3年度(2021年度)募集に係る派遣教員数の人数枠等について(各法人等で記入)
- イ. JICA 海外協力隊参加希望教員一覧表(各法人等で記入)
- ウ. JICA 海外協力隊参加希望教員推薦書(校長が記入)
- エ. 応募者調書(参加希望教員が JICA 海外協力隊ウェブサイト・応募者用マイページ上で作成)
- オ. 応募用紙(参加希望教員が JICA 海外協力隊ウェブサイト・応募者用マイページ上で作成)
- カ. 技術調書(参加希望教員が JICA 海外協力隊ウェブサイト・応募者用マイページ上で作成)
- キ. 語学力申告(参加希望教員が JICA 海外協力隊ウェブサイト・応募者用マイページ上で作成)
- ク. 健康診断書・問診票(参加希望教員が JICA 海外協力隊ウェブサイト・応募者用マイページからダウンロードし、作成・受診の上、本人が郵送で JICA の指定する宛先に提出)

2. 提出方法・提出期限・提出先

各応募書類を下記提出期限までにとりまとめた上で、文部科学省大臣官房国際課国際戦略グループ海外協力政策係へ各国立大学法人、公立大学法人、私立学校および学校設置会社の設置する学校から直接提出ください。

応募書類	提出期限	備考
ア～キの書類(原本郵送)	令和3年6月21日(月)	
クの書類(原本郵送)	令和3年6月30日(水)	参加教員が JICA の指定する宛先に郵送

【応募書類提出先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省大臣官房国際課海外協力政策係

E-mail: next-oisp@mext.go.jp

※送信メールの件名は、「【現職教員特別参加制度】〇〇〇〇(機関名)」としてください。

【募集に関する照会先】

青年海外協力隊事務局 参加促進課

TEL: 03-5226-3513 / E-mail: jvtpp_gs@jica.go.jp

3. 応募に係る留意事項

- クの「健康診断書・問診票」については、個人情報保護の観点から参加希望教員本人が作成・受診した上で原本を本人が郵送で JICA の指定する宛先へ提出するようお願いいたします。また、「健康診断書」の作成には2~3週間を要することもありますので、期限までに提出できるよう、推薦の完了を待たずに健診を予約・受診するなど、教員に対し早期の受診を促す配慮をお願い致します。派遣先が開発途上国であることから、健康管理には十分注意していただき、健康に関する留意事項等の情報は募集要項を各教員が各自確認いただくよう周知をお願いします。
- 応募条件である年齢については、生年月日が1975年7月2日から2002年4月2日までの方が対象となります。
- ア～ウについては、文部科学省ホームページに掲載予定ですので、ダウンロードが可能です。

別紙1 (私立学校・学校設置会社の設置する学校)

※派遣可能人数枠を超えて推薦する場合、「イ」にて合格の優先順位を付してください。

- エ〜クの応募書類は、JICA 海外協力隊ウェブサイト（応募者用マイページ）上での入力・アップロード、ダウンロードが可能ですので、参加希望教員がアクセスし、ウェブサイト内の指示に従ってください。
- 語学力申告にあたっては、語学力証明書の提出が必要となります。一定の基準（例：TOEIC330点以上等）を満たしていない場合には、不合格となりますので御留意ください。
- JICA 海外協力隊「現職教員特別参加制度」の募集については、JICA が作成する開発途上国及び日系社会からの要請情報の一覧に基づき募集を行っております。要請情報は5月20日にJICA 海外協力隊ウェブサイトに掲載される予定ですので、参加希望教員本人が確認してください。
- 現職教員特別参加制度の応募の場合は、ウェブでの応募と紙での応募書類の提出の両方が必要になりますのでご注意ください。応募方法の詳細はJICA 海外協力隊ウェブサイトをご参照ください。

4. 令和3年度（2021年度）募集から派遣までの主なスケジュール（予定）

【令和3年】

4月中旬～下旬	文部科学省から都道府県・政令指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人、公立大学法人、知事部局及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体等関係機関への募集周知依頼
5月中旬～下旬	JICA 海外協力隊ウェブサイトを開発途上国及び日系社会からの要請情報および応募に必要な書類を掲載 (参加希望教員が応募職種等について検討する十分な時間が確保できるよう、各所属機関においては応募書類提出期限の設定等に配慮をお願いします。)
6月21日	参加希望教員に係る応募書類の文部科学省提出期限（同時に参加希望教員に対して各所属機関からウェブ応募完了の指示をお願いします）
6月30日	文部科学省からJICAへの推薦 参加希望教員によるウェブ応募締切日
8月中旬～下旬	JICA 海外協力隊ウェブサイト（応募者用マイページ）での一次合否発表 JICA から文部科学省へ一次選考の結果を通知
9月上旬～下旬	JICA における二次選考（人物・技術面接）
10月下旬	JICA 海外協力隊ウェブサイト（応募者用マイページ）での最終合否発表 JICA から文部科学省へ最終合否の結果を通知 文部科学省から各所属機関へ最終合否の結果を通知

【令和4年】

4月上旬～	事前学習
-------	------

別紙1 (私立学校・学校設置会社の設置する学校)

中旬	
4月下旬～	派遣前訓練開始 (約70日間)
7月中旬～	派遣 (令和6年3月下旬 帰国)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、変更が生じる可能性があります。